

令和3年4月1日から対策が義務付けられます。

「溶接ヒューム」が特定化学物質 (第2類物質)に追加されます。

「溶接ヒューム」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになり、特定化学物質(第2類物質)に追加されることが令和2年4月22日に公布及び告知され、令和3年4月1日から施行されます。

- 溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置(**プッシュプル換気装置**及び**局所排気装置**)を講じることが義務付けられました。
- 空気中の溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じて、**換気装置**の風量の増加その他必要な措置(**集じん装置**による集じん又は**移動式送風機**による送風の実施)を講じることが義務付けられました。
- 屋内作業場の床等を、水洗等(超高性能(HEPA・ULPA)フィルター付きの**真空掃除機**による清掃を含む)粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除することが義務付けられました。

※2020年10月1日現在

法改正に伴うスイデンからのご提案

全体換気

全体換気またはこれと同等以上の措置が必要になりました。局所排気装置では、風の影響で溶接不良が起ってしまい、溶接ヒュームの濃度低減が難しい作業現場への配慮として全体換気での対策が有効です。プッシュプル換気・局所排気装置につきましては裏面をご覧ください。

追加措置

濃度の測定結果、「マンガンとして0.05mg/m³」を超える場合は集塵機や送風機などの追加措置を行い、再度濃度を測定しなければいけません。

床掃除

毎日1回以上の清掃が義務付けられました。掃除機での清掃は粉じんの飛散しない、HEPA以上のフィルターが付いているものと定められております。



スイデンでは全体換気・プッシュプル換気・局所排気など必須の措置から、集塵機・送風機などの追加の措置まで、あらゆるご提案が可能です！